

平成23年4月21日  
国土交通省  
総合政策局建設業課

## 東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について

### I. 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の適正かつ円滑な施工の確保が必要であることから、被災地域における国発注工事の前金払の割合を引き上げる等の特例を設ける。

### II. 特例の内容

(1) 被災地域(※1)における国発注工事について、次のとおり取り扱う。

① 前金払の割合を、請負金額の10分の5以内とする。(※2)

(原則：請負金額の10分の4以内)

② 中間前金払の対象となる工事を、請負金額300万円以上の工事とする。

(原則：請負金額1000万円以上かつ工期150日以上工事)

(※1) 特例の対象地域(被災地域)

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)。具体的には、

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村が該当(4月20日現在)。

(※2) 設計・調査、測量及び機械類の製造に係る前金払の割合についても、請負金額の10分の4以内に引き上げ(原則：請負金額の10分の3以内)。

### (2) 特例の適用期間

当面、平成23年度内とする。なお、国土交通省直轄工事については、平成23年4月22日以後に契約を締結する工事から適用する。

< 問い合わせ先 > 総合政策局建設業課 佐藤、井上

TEL: 03-5253-8111 (内線24753、24754)

直通 03-5253-8277

大臣官房地方課 内田、植垣

TEL: 03-5253-8111 (内線21952、21963)

直通 03-5253-8919

# 被災地域における公共工事の前金払の特例について

平成23年4月 国土交通省

## <原則>

代金の4割以内



## <被災地特例>

5割以内に引き上げ

国発注工事では中間前金払(代金の2割以内)対象工事を

300万円以上の工事に拡大(現在1千万円以上・150日以上の工事)

### (※1) 特例の対象地域(被災地域)

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)

(岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村)

### (※2) 特例の適用期間

当面平成23年度内。国土交通省においては平成23年4月22日以後に契約を締結する工事から適用。地方公共団体については平成23年4月27日から措置。

(※3) 被災地域における設計・調査、測量及び機械類の製造についても、前金払の割合を4割以内に引き上げ(原則3割以内)

# (参考) 前金払について

## 前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

## 前金払の効果

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

<前金払による工事資金の流れ(イメージ)>

